

2025年10月1日から

被扶養者の認定基準が 一部変わります

健康保険の被扶養者の認定については、年間収入130万円が基準となっています。しかし今年度の税制改正大綱において、働き手が不足している状況を鑑みて、19歳以上23歳未満の方の特定扶養控除の条件が変更されることになりました。

2025年9月まで

年間収入130万円未満

2025年10月から

年間収入150万円未満

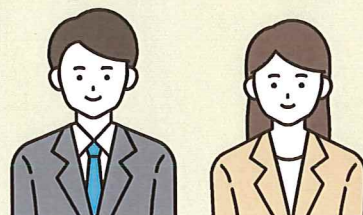
対象年齢

19歳以上23歳未満

適用

2025年10月1日

※19歳以上23歳未満でも、被保険者の配偶者は除きます。
※学生であってもなくても対象となります。年齢が基準となります。
※年齢要件は、2025年12月31日現在の年齢となります。



被扶養者とは？

健康保険では、被保険者だけでなく被保険者に扶養されている75歳未満の家族にも保険給付を行っています。この家族を被扶養者といい、その範囲は法律で決められています。



被扶養者の範囲とは？

被扶養者となるためには、原則として国内に居住していて、主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。扶養の基準は、扶養となる人の年間収入が130万円未満で、被保険者の収入の1/2未満とされていますが、19歳以上23歳未満はその基準が150万円となります。